

## 【別紙】確認書提出に当たっての参照資料

- 1 社会福祉法第40条第1項第2号から第6号までに規定する欠格事由（確認書1関連）
  - (1) 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (2) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
  
- 2 関係がある者（確認書3関連）
  - (1) あなたの親族関係等
    - ① 配偶者
    - ② 三親等以内の親族
    - ③ 事実上婚姻関係と同様の状態にある者
    - ④ 使用人（個人的に雇用している者）
    - ⑤ あなたから受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
    - ⑥ ④又は⑤に掲げるものの配偶者
    - ⑦ ③から⑤に掲げるものの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) あなたの所属する他の団体における役員又は職員等
    - ⑧ あなたが役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員
    - ⑨ あなたが理事又は職員である他の社会福祉法人の理事又は職員
    - ⑩ あなたが所属する次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）  
国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人